平成２２年（フ）第７３８２号
大阪市中央区島之内２丁目15番２号　南ヘルシータウン301号
債務者　柳卓勲こと　柳原　銀次
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３８３号
大阪市西成区千本南１丁目15番８―301号
債務者　松本美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４０８号
大阪府大東市北条２丁目４番14号
債務者　濵口　吉道
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４７号
北海道川上郡標茶町字熊牛原野20線東12番地27
債務者　高田　竜也
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３８５号
栃木県宇都宮市元今泉１丁目７番４号
債務者　田村　和也
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２２号
栃木県宇都宮市江曽島３丁目1103番地３
コーポエイチアイＡ103号、前住所栃木県宇都宮市中央３丁目３番７号
債務者　大塚　久司
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２３号
栃木県宇都宮市江曽島３丁目1103番地３
コーポエイチアイＡ103号、前住所栃木県宇都宮市中央３丁目３番７号
債務者　大塚　麻里
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３１号
栃木県日光市藤原285番地２　キヌハイツ210
債務者　岩﨑　貴文
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３３号
栃木県鹿沼市千渡2315番地73、前住所栃木県宇都宮市睦町７番14号　第三鈴木マンション101号
債務者　大貫　秀夫
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５６９号
横浜市鶴見区大東町８番地30　ユナイト鶴見ジョバンニ205
債務者　齋藤　健一
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６３４号
横浜市緑区長津田町3204番地　サングレイス長津田202号
債務者　矢内　庸明
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６４１号
横浜市戸塚区原宿３丁目55番１号
債務者　岡本　　昇
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６９５号
横浜市泉区岡津町2096番地８　メゾン21―101号
債務者　片野　　努
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７６０号
横浜市磯子区洋光台３丁目13番７―501号
債務者　瀬川　尚子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７９６号
横浜市保土ケ谷区狩場町26番地１　コープ保土ケ谷Ｂ―501号
債務者　小倉　聖美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８６４号
横浜市中区宮川町３丁目108番地　宮福館301号室
債務者　津谷　清美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部